

鳴門市に転入された方へ(転入後の手続きのご案内)

他の市区町村から鳴門市へ引っ越しされてきた方の転入にともなう主な手続きをご案内します。

なお、ここに記されていない手続きが必要となる場合もありますので、ご了承ください。

※下記の表に該当のある方は、それぞれの手続きを行ってください。

	手 続 き	担当窓口
印鑑登録	前住所地で行った印鑑登録は使用できません。印鑑登録証明書が必要な場合は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。	市民課 市民担当 TEL684-1092
国民年金に加入されている方	国民年金手帳を持参し、住所変更の手続きをしてください。	市民課 国民年金担当 TEL684-1138
国民健康保険に加入されている方	印鑑・本人確認書類(運転免許証等の顔写真のついたもの)を持参し、加入手続きをしてください。 本人確認書類がない場合の被保険者証は、新住所地に郵送となります。	保険課 保険資格給付担当 TEL684-1355
後期高齢者医療資格のある方	負担区分等証明書(県外より転入の方のみ)、印鑑を持参し、受給資格の手続きをしてください。	保険課 保険資格給付担当 TEL684-1139
公立小・中学校に在学されている方	市民課で発行された「学校指定書」と、転入前に通っていた学校でもらった「在学証明書」と「教科書給与証明書」を一緒に、指定された学校に提出してください。	学校教育課 学務担当 TEL686-8802
児童手当を受けられている方	請求者の保険証、通帳、印鑑を持参し、申請手続きをしてください。 (ケースにより必要書類が変わりますので、担当課にお問い合わせのうえ手続きをしてください。) ※転入手続き後15日以内に申請手続きをしてください。手続きが遅れると手当が受けられない月が生じる事があります。	福祉事務所 子どもいきいき課 児童担当 TEL684-1146
子どもはぐみ医療費受給者証をお持ちの方	お子様の健康保険証と印鑑を持参し、申請手続きをしてください。(小学校6年生修了児童まで) 所得証明書が必要となる場合がありますので、担当課にご確認ください。	福祉事務所 子どもいきいき課 児童担当 TEL684-1146
介護認定を受けられている方	前住所地発行の受給資格証明書を持参し、手続きをしてください。	長寿介護課 介護認定担当 TEL684-1347
70歳以上の方	無料バス優待券の交付を受けられます。 写真(タテ3cm×ヨコ2.5cm)と印鑑(代理人申請の場合のみ)を持参し、手続きをしてください。	長寿介護課 高齢支援担当 TEL684-1147
障害者手帳をお持ちの方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、住所変更の手続きをしてください。 所得課税証明書等が必要となる場合がありますので、担当課にご確認ください。	福祉事務所 社会福祉課 障がい福祉担当 TEL684-1145
原付等のプレートの交付を受けられる方	廃棄証明書(又はナンバープレート)と印鑑を持参し、新たなナンバープレートの交付を受けてください。	税務課 市民税担当 TEL684-1070